

議案第 3 号

伊賀南部環境衛生組合審査請求等における提出書類等の写し等の交付に係る
手数料に関する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合審査請求等における提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月18日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求等における提出書類等の写し等の交付に係る手数料について定めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合審査請求等における提出書類等の写し等の交付に係る手数料
に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）

第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法律において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項に規定する手数料（以下単に「手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額等)

第2条 法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）又は法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける者は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

2 手数料は、現金で前納しなければならない。

(手数料の減免)

第3条 審理員（法第9条第1項ただし書（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により審理員を指名しない場合にあつては、審査庁。次項において同じ。）又は伊賀南部環境衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、前条第1項の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	交付の方法	単位	額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの	用紙1枚（日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）を超える大きさの用紙	白黒 10円

		については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に複写した場合にあっては、片面を1枚として算定する。)につき	カラー 50円
電磁的記録 (法第38条 第1項に規定 する電磁的記 録をいう。)	用紙に出力し たもの	用紙1枚(A3判を超える大きさの用紙については、A3判に換算した枚数として算定し、両面に出力した場合にあっては、片面を1枚として算定する。)につき	白黒 10円
			カラー 50円